

新たな時代のニーズに的確に対応した  
権利制限規定等の整備に関するヒアリングについて

一般社団法人日本写真著作権協会

常務理事 瀬尾太一

1. WTで挙げられたサービスについて

(全体として)

例で挙げられた想定されているサービスについては、リアルから抽出された情報で、基本的に個々の特定よりも、集積することが重要な量的に膨大である情報の利用が対象になっていると思われる。このような利用について、許諾スキームがなじまないとし、法的な根拠が必要とされていることについては理解できる。特に、今後のサービスの中で重要な位置を占めるビッグデータを利用したサービスについて、そのビッグデータを生成することの必要性と、そこに著作物が含まれてしまう可能性が高いことから、何らかの制度的な対応が必要だという主旨については、検討する必要があると考える。

しかし、このような利用についての対応は、現在、「C類型」として知られる著作権法の権利制限において、相当な部分を実現しているとも考えられる。また、C類型については、一定の柔軟性を持つことから、いくつかの判例だけではなく、さらに多方向から判例を作っていく努力がその有効利用については必要だと思われる。現在の柔軟性を最大限利用する努力がなく、「さらに柔軟な規定」を導入するということは、予見性としてすべてを法的な保障のもとで利用可能とすることを意味しかねず、これは著作物の創作サイクルを根底から崩すことになり、容認できるものではない。

次にこのようなビジネススキームについて、法的に保護されている領域と、許諾により実現する部分を複合することで実現可能なスキームもあるのではないかと。100%の許諾が困難であると同時に、100%の権利制限もまた、困難であるとする、一部許諾ベースを残しつつ、法的な担保を利用して、そのグレーの部分について、権利者、関係者と共に柔軟性を活用していくことでビジネスが成立する可能性もあると考えられる。そのような独創的なスキームこそアメリカを始めとする先行したサービスに対抗し、日本独自のマーケットを拡張できるようになるのではないだろうか。ただ先行したビジネスを後追いするための方法論では、先行した企業がその規定や制度を利用して、逆に市場の大幅な

進出を許してしまう可能性すら否定できない。

( 写真への影響について )

写真については、実際のインターネットのサービスにおいて、リアルな情報を紹介する場合には、写真を掲載しないことはほとんどなく、すでに様々な環境で利用されているのが実情である。この場合、サムネイル程度の利用が軽微であるとの認識があるが、サムネイルの定義などについては、未だ、確定的なものはない。三項で述べるようなサービスも現れてきていることから、今回の議論の中で、どの程度が許容できる範囲なのか、また、サムネイルの定義などについても、明確化されていくことが望ましい。

( 参考・画像拡大サービス )

サムネイルのような小さな画像を、画像の劣化を最小限に抑えて拡大するサービス

**waifu2x**

<http://waifu2x.udp.jp/index.ja.html>

## 2. 権利制限規定の柔軟性を高めることが我が国に及ぼす効果と影響について

まず、良く例に上がるアメリカ型の柔軟な規定を考えると、最大の問題はその是非を決めることが司法にゆだねられることを意味する部分にある。つまり、現在のC類型を超えた「さらなる柔軟化」にとって何が必要かと言えば、意欲的に訴訟を戦略として取り入れていく企業の姿勢であり、そのコストを織り込んだ見通しと知財訴訟における戦闘能力の充実などの新たな負担を背負いつつ、新ビジネスに挑む意欲が広く日本に根付いていることである。また、ほとんどの場合個人であるクリエイターでも訴訟が容易であり、訴訟の収支が勝訴ならば最低でも経費に見合う状況になることが必要である。つまり、契約社会と訴訟社会が定着していること、懲罰的な賠償制度などを前提とする規定であることがわかる。

また、異なった視点から述べれば、是非の論はあるかもしれないが、日本の個別規定は、アメリカを中心とする海外企業の進出に対して、国内の企業を保護する防波堤の役目を果たしているとも言えるのではないか。現在、日本の企業やクリエイター、さらに言えば国民全体に契約と訴訟の習慣が浸透しているとは言えない。このような社会の状況で、海外企業・団体が慣れ親しんでいる

制度を、しかも懲罰的な賠償制度などを抜きにして導入した場合、対応可能な一部企業を除き、多くの企業、権利者にとって不利益であり、しいては国益を損なう可能性が高いと考えられる。

このように単に「柔軟な」規定を導入することは大きく著作権利用の偏りを招く恐れが強いだらう。ここでもうひとつ指摘しておきたいのは、柔軟化するのであれば、権利についても柔軟化を適用することでバランスをとる必要があるのではないか。たとえば「みなし侵害」についても柔軟化をはかるなど、総合的な検討が必要と思われるが、そのための検討が行われていないことは問題である。ただ、全体的に、このような予見性を失う方向に制度を変えていくことについては、繰り返しになるが、日本の実情に即しているのかどうか、なぜそのような必要性があるのかについて、正しくバランス感覚を持った議論が必須である。

### 3 . 総合的な意見として

現在、日本のIoT、ICT関連ビジネスは新しい段階に来ていると思われる。それはAIとディープラーニング、ビッグデータの「疑似ヒューマンシステム」を

利用した新たなステージで展開するサービス群の成立による。このサービス群はビッグデータなしでは成立しえないことから、個人主義が確立したアメリカなどよりも、日本にアドバンテージがあるだろう。このようなビジネスの展開は、企業、利用者、権利者すべてを包含した日本社会の大きな利益になる可能性が高い。また、日本でのビッグイベントであるオリンピックも控え、数十年にわたって停滞してきた経済を活性化する原動力とすることが極めて重要であると考えられる。

このために、方向性としては、権利者による許諾と許諾を受け難い部分を勘案し、新しい連携を基にビジネススキームを構築するべきであろう。その中でCタイプの拡張などについては、やむを得ない範囲においてどのようにあるべきかを検討し、制度を最大限に活用していくことが、まず必要である。予見性が薄れるグレーの部分を含むことを「柔軟化」と呼ぶならば、いま必要なのは、「柔軟な規定」ではなく、「柔軟なスキーム」なのではないだろうか。

以上